

医療保険者が保健指導を委託する際の委託先の
保健指導の質の評価ガイド

第Ⅱ部

質の管理状況の評価



本ガイドの使用方法

1. 目的

特定健診・保健指導の実施において、医療保険者の多くがその実施の全部または一部を外部専門事業者に委託することになります。その際、これらの事業者はサービスを安定的に提供できるとともに、その品質についても十分に確保されている必要があります。そのため、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)においては、委託基準が示されるとともに、各事業者に一定の情報公開を求めています。

しかし、精度管理手法が確立しており、また客観的な評価が可能な健診に比べて、専門事業者が提供する保健指導の質を評価することは容易ではありません。質が評価できない状態においては、委託先の選定において価格や規模、評判などの情報に頼らざるをえず、いわゆる「安かろう、悪かろう」の事業者を選定する恐れがありますし、質の向上を積極的に行う優良な事業者を育成することも不可能になります。今回のプログラムが、被保険者および被扶養者の生活習慣の改善、疾病の予防、医療費の削減といった成果を上げるためには、質の高い保健指導は不可欠の要素です。そのような重大な課題の解決に資するために、本ガイドを作成しました。

医療保険者は、専門事業者に対して保健指導サービスを委託する際に、本ガイドを用いて情報の収集を行い、得られた情報を評価し、委託先が一定の質を保っているかどうか、判断することが可能になります。ただし、ここでいう保健指導の質とは、客観的な評価が困難な個々の保健指導実践者の質ではありません。委託基準で示された保健指導サービス事業者としての最低基準を満たしているだけでなく、事業者が、サービスの質の維持・向上のために継続的に行う取組みに着目する必要があります。保健指導の質は、保健指導実践者の個人的な努力だけで達成することは不可能であり、事業者の組織的な取組みによっではじめて可能となるためです。

本ガイドは、第Ⅰ部、第Ⅱ部の2部構成となっています。第Ⅰ部は委託基準のすべての項目を含んでおり、委託基準を遵守していることの確認用です。第Ⅱ部は保健指導の質の管理状況の確認用となっています。したがって、各委託元が、委託先にどのレベルの質を求めるかによって、使い分けることが可能です。たとえば、とりあえず委託基準を満たしていることを求める場合には第Ⅰ部のみを、委託先が委託基準をすべて満たしていることが明らかであり、さらに高いレベルの質の管理を求める場合には第Ⅱ部のみを利用してもよいでしょう。

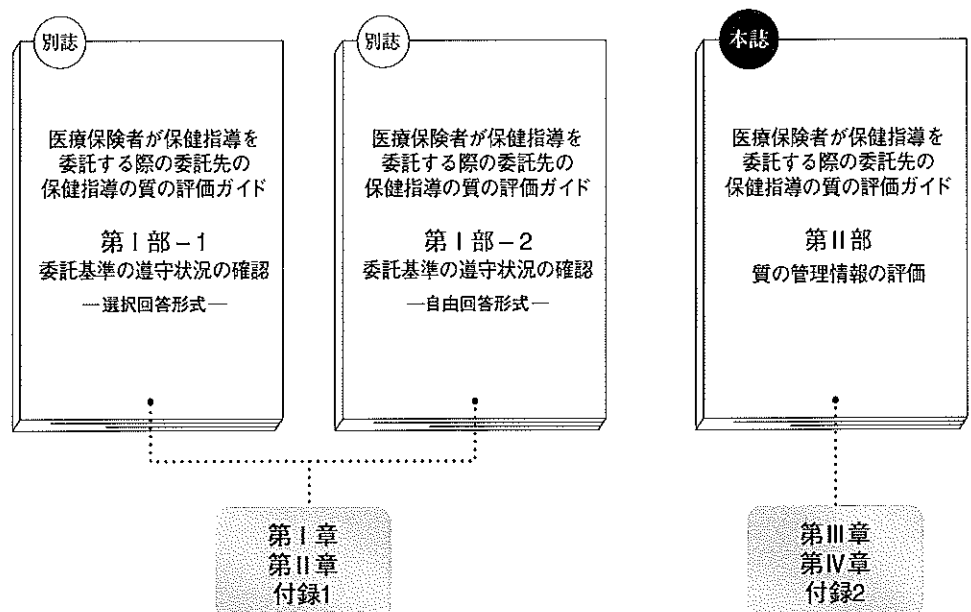
2. 項目

保健指導の質の評価ガイド 第Ⅰ部および第Ⅱ部はそれぞれ、2つの章と1つの付録から構成されています。このうち、第Ⅱ部は、第Ⅲ章と第Ⅳ章および付録2が掲載されています。

第Ⅲ章には、質の管理状況について、委託を検討している保健指導サービス事業者に対して行う質問項目を列挙しております。これらの質問項目は、具体的な内容を聞き出す質問になっています。また、委託基準は最低基準として遵守していることが、質の管理の前提となりますので、基本的に第Ⅰ章との重複は避けています。

第Ⅳ章は、事業者からの回答を評価するためのガイドになっています。「質の管理状況に関する質問」の中に、「関連する委託基準の項目」の記載があるものがあります。この記述がある項目は、委託基準の中に関連の深い項目があり、委託基準の項目を最低基準として遵守した上で、さらに目指すべき高いレベルの項目として位置づけてください。「質の管理状況に関する質問」への回答の評価については、【ねらい】と【基本的考え方】とともに【具体的な事項】として評価に必要な具体的な内容を記述し、確認すべき項目を“確認事項”として列挙しました。「質の管理状況に関する質問」への回答を評価するためには、まず評価者が個々の質問の【ねらい】と【基本的考え方】を理解しておく必要があります。その上で、質の管理状況が適切かどうかを、【具体的な事項】および“確認事項”を参考に判断します。

付録2として、「保健指導の質の管理」の基本的考え方を掲載しています。



3. 使用方法

1. 委託先の選定にあたって、候補となる事業者に対する質問の範囲を決定する。選択肢としては、第Ⅰ部、第Ⅱ部のいずれか、または両方がある。



2. 委託先候補の事業者に、質問への回答を依頼する。



3. 第Ⅱ部を活用する場合には、「質の管理状況に関する質問」への回答を【具体的な事項】および“確認事項”を参考に、質の管理状況のレベルを評価する。



4. 委託元として、委託先に求める質の管理レベルを明確にし、委託先選定の際の参考にする。



5. 保健指導サービスの提供が始まったあとも、委託先が回答の内容を実際に実行しているかどうかの確認を行なうとともに、必要に応じて委託先の指導を行なう。

CONTENTS

目次

第Ⅰ部-1・2 委託基準の尊種状況の確認

第Ⅰ章 委託基準の遵守状況に関する質問項目

	I-1 別誌	I-2 別誌
① 人員に関する基準	10	10
② 施設又は設備等に関する基準	12	12
③ 保健指導の内容に関する基準	14	13
④ 保健指導記録等の情報の取扱いに関する基準	17	15
⑤ 運営等に関する基準	26	17

第Ⅱ章 委託基準の遵守状況の評価ガイド






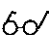
① 人員に関する基準	32	20
② 施設又は設備等に関する基準	36	25
③ 保健指導の内容に関する基準	39	28
④ 保健指導記録等の情報の取扱いに関する基準	44	34
⑤ 運営等に関する基準	52	43

付録1 委託基準(具体的な基準)	60	52
------------------	----	----







第Ⅱ部 質の管理状況の評価

第Ⅲ章 質の管理状況に関する質問項目

本誌

- ① 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針  _____ 10
- ② 保健指導サービスマニュアルおよび提供される保健指導プログラムの質の管理  _____ 11
- ③ 保健指導実践者の質の管理  _____ 12
- ④ 情報公開  _____ 13
- ⑤ 再委託先による保健指導サービスの質の管理  _____ 13
- ⑥ 内部監査  _____ 13

第Ⅳ章 質の管理状況の評価ガイド

- ① 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針  _____ 16
- ② 保健指導サービスマニュアルおよび提供される保健指導プログラムの質の管理  _____ 18
- ③ 保健指導実践者の質の向上  _____ 27
- ④ 情報公開  _____ 32
- ⑤ 再委託先による保健指導サービスの質の管理  _____ 34
- ⑥ 内部監査  _____ 35

- 付録2 「保健指導の質の管理」の基本的考え方 _____ 36

